

令和7年度鳥取県障害者施策推進協議会（第1回）2.10

（上田課長補佐） それでは事前に説明等させていただきたいと思います。まず、配布資料について確認させていただきます。事前に送付させていただいておりますが、次第、委員名簿、資料1～3、参考資料1でございます。次に発言される際のお願いを申し上げます。手話通訳等情報保障が必要な委員さんがおられますので、発言される際には氏名を述べ、簡潔にゆっくりお話いただきますようお願いいたします。なお、発言の途中でも内容に不明な箇所がある場合や発言のスピードが速い場合等があれば挙手等で遠慮なくお知らせください。また、本日は対面とオンラインのハイブリットな会議開催をしております。オンラインで参加の委員におかれましては、通常はミュートにさせていただき、発言の際のみミュートを解除の上、発言をお願いします。以上で会議運用の説明を終わらせていただきます。

なお、本日は権利擁護センターのばあとなあ鳥取の安達委員、また、花倉委員、中井委員、津村委員、川上委員、矢田委員が御都合により欠席となっております。また、本日は事務局として県障がい福祉課のほか、子ども発達支援課、スポーツ課、特別支援教育課、精神保健福祉センター、中部・西部総合事務所の県民福祉局が参加しております。以上、説明事項及び御連絡事項になります。

そうしましたら花島会長のほうから議題1ということでいただきましたので説明させていただきますと思います。議題1、障がい福祉関連事業の令和8年度予算案編成状況に移ります。事務局から説明をさせていただきます。資料2を御覧いただけますでしょうか。鳥取県の令和8年の予算編成状況について、この資料で各課より順次説明させていただきます。予算案の要求中の状況でありまして、今月開会予定の議会に上程する内容でございます。そうしましたら、障がい福祉課に関するもので説明させていただきます。2ページを御覧いただけますでしょうか。1番、障がい福祉課のページになります。新規事業や拡大事業を中心に御報告させていただきたいと思います。2番の親なき後を見据えた地域生活サポート事業を御覧いただけますでしょうか。親なき後を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう住まいの場など地域資源の確保や市町村の運営する地域生活支援拠点の機能充実等を総合的な取組を実施し、支援体制の充実を図っているものでございまして、令和7年より実施しているものでございます。まず、親なき後の安心サポート体制構築事業でございますけれども、障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関へ託していく引継ぎ書であります安心サポートファイルを令和7年度中に見直し予定でございます。これを契機にさらに多くの活用してもらえよう普及活動や周知を強化していく予定にしております。

続きまして拡充として3番目の丸になりますけれども、グループホーム施設整備事業予算について説明させていただきます。令和7年よりさらなるグループホームの整備促進を図るため、地域において必要とされていますグループホームの整備に対して支援を行っているものでございます。令和8年も継続して支援しています。これは国庫補助協議で不採択になった案件を県単独で補助するものでございます。令和8年度は地域ニーズを満たす整備に対して補助金を加算する予定でございます。

続きまして新規のグループホームの施設整備事業ということで東部圏域のグループホームが他圏域と比較して不足していますので、鳥取市が行うグループホームの整備に対して支援するものでございます。次にページを移りまして3ページを御覧いただけますでしょうか。新規事業として地域生活拠点機能強化支援事業でございます。令和7年はモデル事業として実施いたしました、令和8年は事業を新たに組み替えて継続して拠点の充実を図っていくものでございます。

続きまして新規、障がい者が健診・がん検診を受けやすい環境づくり啓発事業でございます。障がい者が健診等を受けやすい環境づくりを進めるため、市町村や健診機関などに対して、障がいの特性に応じた対応や課題等に精通した有識者を講師として啓発セミナーを開催するものでございます。

続きまして3番の新規、福祉人材確保・定着推進事業でございます。福祉分野に共通した課題である人材不足を克服するため、福祉人材養成のための修学資金を貸し付けるとともに、介護・障がい・子育ての分野の垣根を越えて奨学金返還支援を行い、福祉分野の人材確保・定着を図ります。新規として2番目の丸になりますけれども、修学資金返還支援事業を実施して、保育士等修学資金、または福祉人材修学資金を借りの学生が県内の社会福祉分野事業所で勤務する場合に、返還に関わる経費を支援するものでございます。

続きまして4番、新規、介護人材（介護・障がい）確保促進事業でございます。介護福祉分野への人材確保につなげるため、介護職の魅力発信、介護人材を受け入れる団体に対する補助、人材育成の支援等を行い、福祉人材の参入促進を行っていくものでございます。大きく2つありまして、1つ目としまして介護職の魅力発信事業として魅力発信できる介護職員の育成や学校と連携した活動に取り組んでいくものでございます。めくって4ページ、外国人受入れ等支援事業でございます。介護分野で実施している事業を障がい分野でも実施するものでございます。特定技能外国人受入れに伴う初期経費の支援事業など取り組んでいくものでございます。

めくっていただきまして6ページの12番、拡充要素ということで障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業ということで、今回は食品販売の促進など補助メニューを追加するなどして拡充して取り組んでいくものでございます。それで、その他、時間の関係で省略させていただきますけれども、そのほかの事業も継続して6ページ、7ページ、8ページも継続して事業取り組んでまいります。障がい福祉課の説明は以上です。

（柴田課長） 子ども発達支援課の柴田と申します。本日は説明の機会をいただきまして感謝申し上げます。できるだけゆっくり話したいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。資料の9ページ、10ページ、11ページ、この辺りが当課所管事業でございます。1番～6番までに関しましては継続事業、11ページでございます7番と8番の事業につきましては新規事業という整理になっております。したがって、11ページの新規事業のほうから御説明させていただきたいと思っております。11ページの7番目、医療的ケア児等訪問型レスパイト支援事業でございます。この事業につきましては、医療的ケアを持っておられる子どもさんを養育していらっしゃる保護者の方のレスパイトの取得の促進を目指すものであります。レスパイトといったときにまず考えられるのがショートステイということになります。医療的ケアが必要であるということになりますので、残念ながら鳥取県内には医療的ケア児を受入れができるショートステイ事業所というのは

限られています。そういったことから、片方ではそのショートステイの拡充ということもしっかりやっていく必要があるわけですが、それに限らない方法というものも考えていく必要があるだろうという着眼点の下での事業であります。具体的にはショートステイという形で出かけていくのではなく、御自宅に訪問看護ステーションの看護師がお邪魔をさせていただいて保護者に代わってその子どもの見守りなどのケアを提供するという事業であります。現在でも訪問看護ステーションによる訪問看護については医療保険も対象になっております。ただ、標準的なこの医療保険制度の提供になっているのは2時間ということになっておりますので、2時間を上回るような形で訪問看護によりレスパイトを利用した場合に県として補助しようという事業でございます。医療的ケアを抱えていらっしゃるその保護者の方の支援というものの多様性というものを担保する事業として来年の事業としてしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

8番目でございますが、発達相談・発達教室におけるアセスメント強化事業であります。こちらにつきましては、現在、乳児健診という制度が法定としてあり、1歳半、3歳、5歳児健診というような形で鳥取県内でも実施をされているというところでございます。それぞれの場面において、これはより丁寧な観察が必要だということでリファアになる子どもさんというのが一定存在をしております。そういった方の支援として各市町村では発達教室・発達相談という場を設けリファアになった子どもたちを経過的に観察をする、必要な支援が何なのかということのアセスメントをする。そして必要があれば医療機関につないでいくということになります。

そういった中で、鳥取県内で発達障がいの子どものが診れる医療機関というのは、そうたくさんあるわけではなくって、大きく県立で言えば鳥取療育園、中部療育園、総合療育センターということになっています。それぞれの施設で受診待機ということが全国と変わらず鳥取県でも一定存在をしており、保護者さんが不安に駆られて医療機関に行くというのは、必ずしも望ましいことではない。本当に医療が必要な子どもに限って受診をするということが本当は必要なんだというふうに考えています。こういったことから発達教室・発達相談の場にSPというか、言語聴覚士だとか、作業療法士だとか、理学療法士だとか、様々な専門家、心理療法士も含めてですね、そういった方を派遣をして、必要なアセスメントを発達相談・発達教室の場で提供し、保護者の安心感につなげていく。そして本当に必要な子については医療機関につなげるよう助言していく。そういう発達相談・発達教室の場における保護者支援というものをしっかり充実させていく、そういった観点からの新規事業ということになっております。

継続事業について説明を申し上げます。9ページにお戻りいただければと存じます。1番目の障がいのある子ども等の在宅生活支援事業でございます。障がい者のニーズが一定あるんですけども、障害者総合支援法に基づく個別給付の対象にならないというものが存在をしています。例えば、身障手帳を持っておられない子どもさんの補聴器の給付だったり、そういったものは個別給付の対象になっていないというところがございます。そういったところから制度の隙間を少し埋めていくような観点での在宅生活支援を図っていく、そういった事業でございます。

それから、児童発達支援センターの機能強化事業でありますけども、これも児童福祉法の改訂により児童発達支援センターの役割、地域における中核的な相談支援を提供する施設としての役割が明確になってまいりましたので、そういった機能を県内における児童発達支援センターでも

十二分に果たしていけるようにそういった取組を支援していこうというものでございます。それから発達障がいのある子ども等の総合支援事業でございます。発達障がいのある子どもさんのライフステージに応じた一貫した支援が提供されるように、自閉症協会でありますとか、エールなどと連携をした取組、こういったことをしっかりと続けていくというものでございます。

それから医療的ケアが必要な子どもなどの総合支援事業でございます。これはさらに細かく事業として分かれておりますけれども一番大きなのは鳥取県内に3か所設置をしてございます医療的ケア児等支援センターの設置、これを引き続きやっていきたいというふうに考えております。西部で言えば博愛病院のところにありますし、中部で言えば中部療育園、鳥取でいけば看護協会のところ、江津のですね、鳥取市江津のところにあります看護協会にそれぞれ3か所県内で設置がございますけれども、センターを中心とした医療的ケア児の相談支援体制というものを引き続きこれからも構築をしてまいりたいというふうに考えております。

それから医療的ケア児に関わる看護師さんの看護スキルの向上に向けた取組というものもしっかり進めてまいりたいと思っておりますし、一時預かりだとか、ショートステイの拡充、そういったことにも引き続きこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

それから10ページ目の3の最後のところでございますが、医療的ケア児の送迎支援事業でございます。これも自宅と医療機関との間で自力でなかなか病院に通えないその医療的ケア児の方の支援という観点で送迎支援を提供するものであります。こういった取組も来年度しっかり継続して取り組んでまいりたいというふうに思っております。それから10ページ目の4番きこえない・きこえにくい子どもの総合支援事業でございます。県内には鳥取市の桜谷にききというきこえない・きこえにくい相談窓口というものを設置しております。引き続きこういった取組を継続し、残念というわけでもないですが、その障がいを持って生まれてきた子どもさんと保護者の方の支援というものがしっかりと継続できるように体制を強化してまいりたいというふうに考えておりますし、新生児聴覚検査の体制整備に向けた検査機器の整備だとか、そういった事業にもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。5番、6番の辺りは施設的环境整備に向けた取組、ICTの導入でありますとか、性被害の防止対策の関係でカメラをつけたりだとか、そういった取組をする事業所がございましたら県としても取り組んでいく、支援をしていくという事業でございますし、強度行動障がいのある子どもさんを受入れる施設で、自傷だとか他害を防止する観点から施設改修をする場合に一定額支援するそういった取組など、これからも進めてまいりたいというふうに考えております。子ども発達支援課の説明は以上でございます。ありがとうございました。

（若原係長） はい。では、続いてスポーツ課のほうから説明させていただきます。スポーツ課の若原といいます。よろしく願いいたします。スポーツ課のほうですが、1番～8番までの事業を上げさせているんですが、全て継続事業となっております。障がいのある方たちが身近な地域で継続的にスポーツを楽しめる環境を引き続き整備していければと思っております。5番の鳥取型障がい者スポーツ推進事業では、布勢にありますノバリアの運営費が入っております。年々ですね、ノバリアができてから障がいがある方の利用率が上がってきております。昨年度1万6,000人を超える方たちに利用していただいているところであります。引き続き、障がいのある方もな

い方も利用していただきたいと思います。以上です。

また、本年度は11月に御存じのように東京2025デフリンピックが開催されました。本当に大きな盛り上がりを見せた大会でありまして、大会の観客者数は33万人と言われております。本年度ニュースポーツには鳥取県からも4名の選手が出場しておりますが、6番、競技力向上対策事業、また、7番、トップアスリート強化支援事業として引き続き鳥取県のスポーツ選手、また、パラリンピック選手の支援をしていきたいと思っております。7番のトップアスリート強化支援事業では、本年度は2025デフリンピックが開催されたわけですが、2026、来年度は愛知県でアジア競技大会、アジアパラ競技大会が初めて開催されることになります。そこに向けてパラ選手の強化支援のほうにも引き続き支援していきたいと考えております。以上です。

（難波係長） 失礼します。特別支援教育課の難波と申します。よろしくお願いいたします。資料は14、15ページになります。資料としては今年度から大きな変更はありません。順番に説明をさせていただきます。まず、1つ目、特別支援教育専門性向上事業として、こちらは研修を中心に進めていきます。特別支援教育に関する研修、発達障がいに関する研修、医療的ケアに関する研修等が中心になります。また、大学や研究機関等へ教職員を派遣する。そして特別支援学校教諭免許状が取得できるよう認定講習を開催する等も行います。

また、特別支援学校のセンター的機能充実ということで、あらゆる専門家、ST、OT等を配置し、センター的機能の強化を図っています。続きまして2番、特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業です。特別支援学校の生徒が企業等へ就労を促進するために、主に県版の特別支援学校技能検定を行います。清掃部門、喫茶サービス部門として生徒が身につけた知識、技能等を評価し、級を認定するものとなっております。また、就労促進セミナーや福祉セミナー等行っており、特別支援学校について企業等に知っていただくこと、また、福祉サービスの概要を本人や保護者に知ってもらうこと等の取組も行っています。

続きまして3番目、県立特別支援学校通学支援事業です。通学の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行します。現在、5校が運行を行っておりますが、児童生徒の増加及び乗車時間削減を踏まえ、1コース、新設、また2コース、バスの大型化を図ります。併せて通学等の支援ということで、町村等への通学支援交付金の交付、通学支援員、自立支援員の配置等も行います。続きまして4番目、特別支援学校におけるICT活用教育充実事業です。特別支援教育におけるICTを活用した学びの充実に向けて講師を招聘し、活用実践を研究していく取組を行います。また、同時双方向通信が可能な分身ロボットOriHimeを活用し、入院中や自宅療養中の児童生徒の学習を保障していきます。ICT支援員の派遣し、各学校の事業づくりや教材学生を支援する取組を行います。

続きまして5つ目、手話で学ぶ教育環境整備事業です。大きく2つ分けております。1つ目は鳥取聾学校における取組です。教職員の専門性を高めるために、聴覚障がいに関する研修会や手話講座の開催、手話検定料の助成等を行います。2つ目は地域における取組です。聾及び手話に関する普及活動として学習教材の利用促進を行うため、手話普及支援員を配置し、各学校の学習を支援していきます。また、鳥取聾学校の教職員による出前講座の実施、そして聾学校以外の先生方が手話の検定を受けられた際の助成も行っています。

続きまして6番目、共生社会をめざす教育活動推進事業です。共生社会の基盤づくりを行うため、交流及び共同学習、文化芸術活動やスポーツ活動の推進を行います。交流及び共同学習では、就学前から義務教育段階における取組、また、高等学校年代における取組と2つに分けて行っていきます。最後です。7番、県立特別支援学校早朝子ども教室です。保護者のニーズに応え、早朝子ども教室を実施し、児童生徒の活動支援や見守りを行います。現在、分校も入れて6校実施しております。保護者、地域等におけるボランティア、そしてボランティアの調整をするコーディネーター、こちらは各校1名配置し実施してまいります。大きな変更はありませんが、継続して取り組んでいきたいと思えます。以上です。

（花島会長） ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明で各委員から御意見や御質問がありましたら御発言お願いいたします。いかがでしょうか。

（小林課長） 障がい福祉課小林でございます。花島会長、ちょっとだけ補足をさせていただきたいんですがよろしいでしょうか。

（花島会長） どうぞ、よろしくお願いします。

（小林課長） はい。ただいま御説明申し上げましたのは、主な施策ということで4つの課から御説明をさせていただいたんですが、県の仕事だけでも本当に障がい者に関連する取組、もっとほかにもたくさんございます。例えば障がい者雇用に関するものであったり、それから県が直接、事務の職員として障がいのある方を雇用、採用していたりもします。それからあるいは交通関係の施策でUDタクシーをもっと使いやすくするような取組であったりとか、本当にここに資料に載せられないくらい様々な取組をさせていただいておりまして、本日、御説明できた内容はほんの一部分だけでございます。ですので、この資料にない取組で、このような取組はどうだろうかとか、このようなお尋ねなどもあれば積極的に御意見を頂戴できるとありがたいなというふうに考えております。以上です。

（花島会長） はい、ありがとうございます。山根委員さんが手を挙げていらっしゃるようで、どうぞ御発言をお願いします。

（山根委員） はい。11ページの子どもの発達支援課さんの7番なんですけれど、新規で医療的ケア児等訪問型レスパイト支援事業ということに関してなんですけれど、その時間は2時間というふうにお聞きしたんですけど、2時間でしょうか。

（花島会長） はい。担当の事務局お返事いただけますでしょうか。子どもの発達支援課の方よろしくお願いします。

（柴田課長） はい。御質問いただきありがとうございます。私の説明が十分ではなく大変失礼いたしました。7番の医療的ケア児等訪問型レスパイト支援事業に関しまして、支援の時間は2時間なのかというお問合わせでございました。現状、訪問看護でサービスを受けるという場合には、これは健康保険制度の適用になっております。それがおおむね1時半～2時間というふうには認識をしており、それ以上の時間を訪問看護サービス受けようと思えば、これは健康保険対象外ということになってまいりますので、事実上サービスは受けられないという状況になっております。そして、これがレスパイトとして十分なのかという問題意識でございます。そういったことからその2時間という健康保険制度に引き続いて、さらに6時間利用する。合計8時間ぐらい想定し

ておりますけども、利用を受けることでレスパイトという観点での支援拡充につなげていけないかというところでございます。

ですので、2時間が健康保険制度、6時間が本レスパイト支援事業として支援していく部分というふうに御認識賜れればと思っています。ありがとうございます。

（花島会長） はい。ありがとうございます。6時間追加されるという意味でございますね。

（山根委員） 分かりました。ありがとうございます。

（花島会長） ほかに御意見などございませんでしょうか。会場のほうから特に御意見の方いらっしゃいませんか。大丈夫でしょうか。

（小林課長） 今のところ、手は挙がっていないようです。

（花島会長） はい。ありがとうございます。それでは皆様御意見とかは大丈夫でしょうか。はい。ありがとうございます。それではまた後からでも思いついたら言っていただければと思いますが、次の議題2に移らせていただきたいと思います。議題の2は障がい福祉に関する施策などへの意見に対する回答に移ります。事務局から御説明お願いいたします。

（小林課長） はい。引き続いて障がい福祉課小林でございます。資料は資料3を御覧いただきたいと思います。あらかじめ事前に各委員の皆様からいただきました御意見につきまして、担当する県庁の課のほうで回答を作成いたしましたので順番に、簡単に御説明申し上げます。

まず1ページからです。鳥取県聴覚障害者協会の高塚委員様からの御質問です。まず、1番目が手話言語などの表記を修正してください、そういう御意見でございます。これは御意見踏まえて、今後可能な限り手話の表現を手話言語にして修正しておりますのと、あと、障がい者というものを社会的障壁者という表現に変えてほしいということにつきましても、これも御意見踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

それから、その次ですが、防災に関する御質問でございます。災害時に避難所となる施設にアイ・ドラゴンという情報保障に対応する機械を導入してくださいと、設置してください、そういう御要望だと思います。ちょうど先日1月末に県の危機管理部と聴覚障害者協会の皆様とで意見交換したと聞いております。その中でも、具体的な話が出たのでないだろうかと思いますが、今もうすぐではないんですが、整備を検討していきたいということで、市町村とも話をするというふうに聞いております。高塚委員のほうでも、協会の内部で情報共有ありましたでしょうか。

（花島会長） 高塚委員いかがでしょうか。

（高塚委員） はい。1月末に話合いが行われるということは承知しておりますが、まだ具体的な内容の報告はまだ受けておりません。後ほど説明があるかと思います。以上です。

（小林課長） はい。ぜひ、詳しくは私が説明するより恐らく協会さんの中で説明があるかと思っておりますのでよろしくお願いします。引き続いて、手話通訳奉仕員の表記を手話奉仕員に修正してくださいということで、これは正しい表記に修正をさせていただきます。それから次は交通関係のお尋ねでございます。I C O C Aが随分普及をし始めているところですが、障がい者割引の機能を使うためにはJ R西日本の窓口に向く必要があつて少し不便だというふうな御指摘だと思います。こちらにつきましては、交通政策課という担当課のほうでJ R西日本と少し話し合いをしておりますけれども、残念ながら現状は少し手続的に御面倒をおかけしなければならない

ということのようなので、引き続き検討課題として、まずは現状を御理解いただきたいというふうに考えております。ちなみにI C O C Aの利用につきましては、これは障がいのある方、ない方にかかわらず、県内の路線バスで3月21日からやっとなんですけれども、I C O C Aが全県でバスでも使えることになるというふうに聞いております。一歩ずつですが前進しているのかなというふうに考えております。

引き続きまして資料の2ページです。これは警察に対する御要望でございます。歩行者ゾーンと自転車ゾーンが少し曖昧になっているので、特に聞こえない方は自転車が来ても分からないので危険なので、できるだけ分けてくださいということでございます。これは、全国的に自転車は車両だということで、そもそも歩道と車道の区分けのある道路では、自転車は車道を通行しなければならないわけですけれども、どうしても狭いと言ったふうな道路は、自転車がやむを得ず歩道を通行したりして非常に危ない場面に出くわすことも多いように私も感じています。本当に自転車の利用者の方のマナーなど、しっかり警察としても周知していくというふうにおっしゃっておりますので、私たちも協力していかなくてはいけないというふうに感じております。

それからその次に、とっとりUDマップのことでございます。UDマップに筆談対応のマークがある施設でも実際に施設に行くと掲示がなされていないところも多いというところでございます。ちゃんと筆談マークとか、あと、手話言語対応も同様に手話マークを掲示していただけるとありがたいというふうな御意見。これはおっしゃるとおり、UDマップでちゃんと自分のところの事業所は対応できていますというふうな事業所、お店に対してはマークを掲示してくださいということを促していきたいというふうに思います。

それから引き続きましてスポーツ課です。先ほどスポーツ課の説明の中に東京デフリンピックが今年秋にありまして、非常に盛大に終わったというふうな説明もありました。ただ、デフリンピックは終わってもまだまだデフスポーツ周知が、まだまだ認知度が足りないというふうなところもあるかと思いますので、今までのように、パラスポーツだけではなくて、パラ・デフというふうに併せて表記、こういうふうなことをしっかり書法してはどうかというふうな御意見だと思います。

これにつきましては、認知度がどうなっているのか、ちょっと調査できないかというふうなところも検討課題としてあるのかなと思いますし、県としても引き続きデフスポーツの推進を図っていききたいというふうに考えております。本当に今年は聴覚障害者協会の皆さんと一緒に様々な公演イベント開催できて本当によかったなというふうに感じております。

引き続きまして、2ページの一番下の辺ですね、文化・芸術の鑑賞の機会の拡大ということで、公演、コンサートなど、コンサートや演劇などにおきまして鑑賞サポートの範囲はどこまでだろうということで、どのようなサポートがあるのかというふうなお尋ねでございます。この辺りについてはなかなか私どもも、まだ道半ばではあるんですが、昨年度、令和6年度から県内の文化施設と連携をして、劇場って楽しいというコンサートの応援を障がいのある方向けに鑑賞ルールを学んだりとか、こういうふうな少し手厚くサポートをするための体験プログラムを行っているところでございます。そのような少しモデル的な取組を通じまして幅広く鑑賞サポートの取組を進めていきたいと思いますし、県の取組だけではなくて、例えば鳥取市の鹿野町にあります鳥の

劇場とじゅう劇場演劇公演では手話通訳や字幕、音声ガイド等の鑑賞サポートにも取り組んでおりますし、あと、去年の4月に開館しました倉吉の県立美術館でも手話通訳付きの対話型の鑑賞など、去年の秋から行っていたりもします。それ以外にも、鳥取市内の高等学校、私立の高校ですけれども、聞こえない方ではなくて、これは見えない・見えにくい方との対話鑑賞などにも取り組んでいたりします。これは青翔開智と、このような形で少しずつですけれども、様々な方が芸術を鑑賞できるという環境整備を努めていきたいなというふうに考えております。

引き続いて文化・芸術の鑑賞の機会の拡大ということで、演劇や芸術等の専門的な手話通訳や手話言語表現を学ぶ機会がなかなかなくて、それで手話通訳を見ても分からない、分かりづらいときがあるので、県外から専門家を招いて学ぶ機会を設けられないというふうなところでございます。これは来年度、県の委託事業として障がい者芸術の取組をやっているあいサポート・アートセンターという組織がありますので、そこと協力して、少し今度、専門的な手話通訳、手話言語表現を学ぶセミナーというのを、これ新たにやるつもりでおります。具体的にいつというのはまだ決まってないんですけれども、やりたいというふうに考えておりますので、御期待いただけたら。

それに引き続いてパンフレット、リーフレットに手話言語のQRコードつけてくださいということですね。はい。これしっかりQRコードの設置進めておりますけれども、もっともっと設置したいと思いますし、別途、手話施策推進協議会でも、しっかり議論していきたいなというふうに思います。以上が鳥取県聴覚障害者協会の高塚委員様からの御意見に対する説明でした。

引き続きまして駆け足ですが、資料3ページの中ほどからです。鳥取県手をつなぐ育成会の中井委員からの御質問でございますが、中井委員今日御欠席ですが、簡単に読み上げさせていただきます。まず、障がい者の方への健康診断ですね。これはちょうど県議会で実は議論もありまして、障がいのある方が、なかなか健診を受ける機会がないと、受けようと思っても、いろいろな理由で受けにくいというふうなところがありますので、来年度は、まず、市町村担当者向けのセミナーを開催して、障がいのある方が受診しやすい環境整備に取り組んでいきたいなと、ちょうど考えているところでもありますし、実はがん検診については、国のがんセンターというのがあって、そこに分かりやすいパンフレットとか、実はあります。そういうふうなものも、しっかり活用していきたいなというふうに思っています。

引き続いて資料3ページの下の方です。グループホームのことでございます。特に精神障がいのある方の地域移行についてグループホーム、どのような状況だというお尋ねだと思います。県としては、令和7年度、今年度から建物を建てるための国の補助金がなかなか不採択といいまして、認められないことが多いんですけども、不採択の場合が多いんですが、国の補助金が認められなかった場合でも、県のほうで補助制度を用意しまして、県独自に整備ができるようにして、少しずつグループホームを増やす努力をしておりますので、できる限り地域移行で、皆さんが地域で過ごせるようにグループホームの整備も着実に進めてまいりたいなというふうに考えています。

引き続いて資料4ページでございます。そちらは山根委員、全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部の山根委員さんからの御質問でございます。まず、一番上です。知的障がいの相談員

は親がなっているけれども、身体障がいの相談員は本人となっているということで、障がいをお持ちのある保護者の方が相談員になれるような、そういうふうな体制にはできないのかなということとであります。これ、障がい者の相談員につきましては、各市町村が設置しておりまして、なかなか県で直接コントロールすることが難しい面もあるんですけれども、要望の内容をしっかりと各市町村のほうに伝えまして、考えていただくようにしたいなというふうに考えております。ここから少しいきなりですが、子ども発達支援課の項目が続きますので、交代をいたします。

（柴田課長） 引き続きよろしくお願いをいたします。4ページ目でございます。山根委員様からの在宅サービス等の充実のところでございます。医療型ショートステイの受入れをしてくれる事業所を増やしてほしいという御要望だったかと存じます。ショートステイの中でも、もちろん医療的ケアに対応する必要があるでございますので、鳥取県内の資源というものは極めて限られております。中部においては厚生病院でありますとか、藤井病院でありますとか、三朝温泉病院ということになっておりまして、その中でも泊が使えるのは限られているということで、非常に御迷惑をおかけすることについてお詫びを申し上げるわけでございます。引き続きショートステイの受入れができる医療機関の確保に努めてまいりたいと思っております。

その一方で、令和8年度当初予算の御説明でも申し上げましたが、ショートステイと車の両輪としてこれから取り組んでいきたいと思っているのが、在宅における訪問看護の拡充であります。我々としてもできる限りの対応はショートステイだとか、訪問型レスパイト、こういった事業を最大限活用することで、十分なレスパイト環境が整っていくように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから次が保健・医療の充実等の中で、医療的ケア児の支援センターのことで、御指摘をいただいております。現在、3か所に設置をしているわけですが、東部と西部と比べると中部の質がちょっと悪いということで、厳しい御指摘をいただいているところでございます。県としても、このような御指摘を受けているということを真摯に受け止めて、質の向上に引き続き努めてまいりたいと思っております。具体的には、職員においては積極的な研修受講でありますとか、窓口間での相互研鑽の場の創設、そういった取組をしっかりと進めてまいりたいと思っておりますし、他方では人員体制の充実ということも念頭に置きつつ、引き続き中部における体制強化に向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

4ページ～5ページにかけてでございます。小さいときの医療から成人期に向けた医療への円滑な引継ぎ、接続、これを図っていく必要があるということの観点から2つ御意見をいただいているところでございます。児童の中から成人への移行ということに関しましては、医療だけではなく、福祉サービスについても、円滑に引き継いでいくということは、非常に大きな課題となっております。総合療育センターに入所していらっしゃる方、あるいは皆成学園に入所していらっしゃる方を、いかに地域の行うサービスに移行していくのかということ、これはこれとして大きな課題であります。

このたび、いただいている御意見は、医療のことに関してのこととございました。小児科から成人科の診療体系にどのように移行していくのか、体制整備を充実させてほしいという御意見でございます。我々としても、この医療のところについては若干、ちょっと苦手分野でもあり、こ

ういった課題について、これから真摯に受け止め、体制を強化しなければならないということを改めて認識をしたところでございます。現在においても医療機関において円滑な移行に向けた努力というものが行われているということは存じ上げているわけでございますけども、移行に当たってどのような課題があるのか、保護者の方の困り感とか、そういったことを今後しっかりと現状把握をさせていただきまして、県が果たすべき役割、県としてどのような解決策を提示することができるのか、そういった検討などをしっかりとやってまいりたいというふうに考えております。私からの説明は以上でございます。

（小林課長） はい。改めまして障がい福祉課でございます。山根委員様からの御意見に対する続きです。資料は5ページの下半分、防災関係ということでございます。個別避難計画の重要性ですとか、そういうふうなことに関係しまして防災アプリの開発はできないだろうかというふうな御提案だと思います。これにつきましては防災の担当部局危機管理部のほうの所管ではありませんけれども、資料にも書いてあるとおりでちょっと言説的なところしかお答えができないところではあるんですけれども、特に御提案があった防災アプリですね。なかなかちょっと現時点では難しいのかなというふうなところはあります。ちなみに防災アプリとは別なんですけど、知的障がいのある方の家族会である県の手をつなぐ育成会のほうでは安心サポートファイルという、障がいのある方の引継書のようなものですね、作っていただくための注意、それから内容の抽出などに今、取り組んでいただいております。そちらのほうでも将来的にはやはり今の御時世なのでアプリのようなものがないのかというふうな話もちろほあるようには聞いておりますが、現時点では個人情報保護の問題だったりとか、かなりアプリの開発費が多額に上るといったようなところもあって、まだそこまで足を踏み出しているわけではないんですけれども、防災アプリと同様にこの安心サポートファイルについても、非常に長期的な課題としてはやはり電子化、そういったことは常に頭に置きながらより使いやすい制度となるように努めていきたいなというふうに考えております。

引き続きまして資料をめくっていただきまして6ページです。山根委員からの最後の御質問、御提案でございます。リハビリの関係でございます。恐らく中部地区の話だと思いますけれども、なかなかリハビリを受けることができない環境にあるということの御指摘でございます。これは医療関係の担当課のほうで回答を書いておりますけれども、少しずつですが、環境の整備に取り組んでいるところではあるんですが、どうしても全般的に鳥取県内で東部、中部、西部とある中で中部圏域、様々な医療資源が少し弱いというふうなところもありまして現在は御不便をおかけしているかもしれません。引き続き医療サービスの提供体制の充実に向けて検討をしていきたいなというふうに思います。

以上が山根委員様への回答でした。最後に県の自閉症協会の杉本委員様からの御意見、御提案について回答を申し上げます。資料は6ページの上から2番目ぐらいですね。まず、相談支援体制のことです。基幹相談支援センターですとか、あと、地域生活支援拠点について特に西部、米子市をはじめとする西部の状況についてということでございます。現在、基幹相談についてはたしか西部地域では米子市しかなかったらと思うんですけど、この米子市にある基幹相談支援センターは残念ながらこれ米子市単独で、今、設置しているものでございます。ほかの市町村では少

しまだ状況としては遅れているところなんです、ちょっと耳慣れないかもしれないんですが、地域生活支援拠点というものを今現在鳥取県でも各市町村、少しずつ取組を進めていただいております、いろいろな障壁があるわけですが、特に令和7年度、今年度においては日野郡の3町でモデル的に事業に取り組んでいただいております、例えば日南町ですとか、江府町では地域生活支援拠点のコーディネーター、人材を配置していただくように新しくなりました。来年度以降も継続してこの取組を県としても支援していきたいなと思っておりますので、このような取組を通じてだんだんと保護者の方に対してもこの地域生活支援拠点の存在の周知が進んで、緊急時の受入れことですとか、相談体制のことですとか、少しずつではありますが広がっていくものではないかというふうに考えておりますので、県も引き続き支援をしていきたいというふうに思います。

それから2番目です。よりよい暮らしのために冊子とホームページで提供しているんですが、ここに各事業所が提供しているサービスがもっと分かりやすくデータ化して、簡単に検索できるような形で載せてもらえないだろうかというふうな御提案ではないかなと思うんですが、こちらの各事業所等の情報につきましてはそこに書いてあるとおりWAMNETという検索サービスがありますので、できるだけそちらのほうですね、御利用いただけるとありがたいというふうに考えておりますので御理解をお願いいたします。はい。

（柴田課長） 引き続き子ども発達支援課からお答えを申し上げます。杉本委員におかれましては、発達障がい児者の相談支援でありますとか、ペアレントメンターの会でございますとか、様々な面で県の施策に御協力いただいておりますことに改めて御礼申し上げます。本日はそのペアレントトレーニングのファシリテーター養成に関する御質問でありますとか、ペアレントメンターを活用したその相談支援などの取組における報酬の確保というようなことでの御意見をいただいているところでございます。県といたしましても、その発達障がい児者の支援という観点からペアレントトレーニングの重要性というものを強く感じているところでございます。こういったことからそのペアレントトレーニングのファシリテーター養成だとか、フォローアップ研修などを実施しているところでございます。市町村では令和7年4月1日現在で、8市町でペアレントトレーニングを実施しておりますし、各事業所でも家族支援にペアレントトレーニングが活用されているというふうに認識をしております。本年年度はこのペアレントトレーニングを実施する機関の負担軽減という観点から実施機関が行う講義の代わりに利用できる動画なども作成をしているところでございます。こういった取組などを通じてそのペアレントトレーニングのさらなる充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから報酬の支払いにつきましては、県事業としても県の機関などで行われている相談への活用については県からの報酬ということも支払いをするような仕組みになっているかと思っております。併せて、市町村が行う個別相談への依頼についての報酬がどうなっているのかということについてでございます。こちらについては今回の回答には記載はございませんでしたが、市町村が行う個別相談の依頼があった場合、それにペアレントメンターを派遣をするといったときの報酬が市町村で予算化されていないところがあるというふうに側聞しているところでございます。改めまして、こういったことについては市町村で地域生活支援事業などを活用し、しっかりとした

予算化をすることが必要であるというふうに認識をしており、そのように各市町村に対して働きかけてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

（小林課長） はい。あと、改めまして引き続き障がい福祉課でございます。最後の御質問、資料は7ページでございます。障がい分野の人材不足が深刻でサービスを断わられて、特に短期入所で職員が不足していて、短期入所、ショートステイが利用できないというふうなこともあったというふうな御指摘でございまして、大変御不便をおかけしております。議題1の、来年度の当初予算案のところでもちょっと簡単に御説明いたしましたけれども、来年度は新規事業として、遅ればせながら障がい福祉人材の確保対策につきましても、イメージアップ戦略ですとか、あと、外国人材の採用に向けた取組などにやっとなすけれども、しっかり取り組んでいくための予算を組むことといたしました。

その関連でいきますと、例えば保育士の養成試験などで保育士を目指して進学資金の、奨学金の貸付けを受けた方が、本当は今までだと保育園に保育士として就職しないと返還免除にならなかったところを、途中で少し方針転換して、ちょっと実習に行ってみたら、実は障がい者の施設に入りたいと思われるような方が、そんなに多くはないんですが、一定数、実はいらっしゃいまして、そういった方でも鳥取県に福祉人材として就職いただける貴重な方でございますので、そういうふうな方につきましても返還を免除して返さなくてもいいですよと、そういうふうな対応を取るための予算を今回組ませていただきました。いろんな形で総合的に障がい福祉の人材対策もしてまいりたいなと思っておりますし、なかなかその即効性があるものではないかもしれませんが、遅ればせながら、地道に障がい福祉人材の確保対策を進めてまいりたいなというふうに思います。

以上、長くなりましたが資料の3についての説明でございました。ありがとうございました。

（花島会長） はい。ありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明について、各委員から御意見や御質問がございませんでしょうか。ございましたら御発言お願いいたします。はい。今、お手を挙げていらっしゃるの杉本様、どうぞお願いします。

（杉本委員） 鳥取県自閉症協会の杉本です。よろしくお願いします。8年度も新しい新たな取組等いろいろ考えていただきありがとうございます。2点質問をさせて、質問というか、ちょっとお聞きしたいことが、と意見を述べさせていただきたいことがあるんですけども、まず、1点目です。1ページなんですけれども、高塚委員さんのところなんです。バスのICOCAが3月21日から利用できるということなんですけれども、障がい者は半額の割引ということで、東、中、西と3か所で取扱いをしているということなんですけれども、一般の方もICOCAを使えるのが同じになるんですよね。一般の方は行かれればいいかなと思うんですけども、障がいのある人は、行かれればいいのか、どこでもICOCAが受け取ることができるのか、どうやって言ったらいいのでしょうか、取扱いができるかもしれないですけど、障がい者の半額っていうのは3か所しかできないということは、各団体に案内があるんでしょうか。情報提供というのはどうなるのかなという質問をちょっとさせていただきたいと思います。

（花島会長） はい。事務局いかがでしょうか。

（小林課長） はい。障がい福祉課小林でございます。これ交通関係の取組なので、ちょっと勉

強不足で申し訳ないんですが、私、現時点ではここの答えを持ち合わせておりませんので、担当課に確認をしまして、また、委員の皆様全員に回答申し上げたいと思います。もう3月のことですので、できるだけ早く回答したいと思います。以上です。

（花島会長） はい。では、後日御回答いただけるということでございますね。

（杉本委員） はい。ありがとうございます。会員の皆さんへの情報っていうのはやっぱり会のほうでも流したいなっていうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

（花島会長） ほかに、ほかにございますか。

（杉本委員） もう1つよろしいですか。

（花島会長） どうぞ。

（杉本委員） すみません。6ページのよりよい暮らしのためにのところなんですけど、よりよい暮らしのために事業所の情報のところなんですけれども、事業所に何のサービスがあるかっていうのを調べるのには、よりよい暮らしのためにやWAMNETはとても利用しやすいなっていうふうに思うんですけれども、保護者や当事者が利用するとき、どんなサービス、サービスごとに調べるということが結構多いんですよ。例えば、児童のサービスの放課後デイサービスはどこにあるとか、就労関係のサービスの就労A、Bはどんなところにあるのかなっていうふうな形で調べることが割と多くあります。そのときに自立支援協議会のホームページはサービスごとに調べることができるので、とても便利だなというふうに感じています。このこともよりよい暮らしのために、に載せていただけるととても便利がいいのではないかなっていうふうに思います。それと、なかなか難しいかもしれないんですけれども、よりよい暮らしのためには、どんどん本が厚くなってきています。裏返したら、サービスが充実してきたということかなっていうふうにも思います。それで、利用できるサービスっていうのは申請制で、本人や家族が調べて申請しないといけないものも多くありまして、それで、手帳持っていないでも利用できるサービスを知らない人もたくさんいらっしゃいます。

今、調べる手段としてタブレットとか、携帯から情報を得るっていう方もたくさんおられます。それで、ここにも質問のところで書いているんですけれども、PDFのデータが載っていて貼ってあるのありがたいんですけれども、あまりに膨大で、何ページから何ページまでっていうふうな形なので、なかなか難しいかもしれないんですけれども、できたらサイト内検索ができれば、とても利用する側としては使いやすいかなというふうに思っています。例えば、免除とか割引きっていうのを出したらそれが出てくるとか、発達障がいを検索すればそれに関することが出てくるっていうふうに、そういう形になればもう少し受け手に優しいものになるんじゃないかなというふうに思います。親や本人にとって、このよりよい暮らしのためには確実な情報で、とっても重要な情報ですので、本もまだまだこれから厚くなっていくんじゃないかと思ったり、もし御検討いただけるととてもありがたいなっていうふうに思います。よろしくお願いします。

（花島会長） はい、事務局いかがでしょうか。

（小林課長） はい。障がい福祉課小林でございます。杉本委員からの御質問、御提案です。よりよい暮らしのために、冊子を皆様本当にお使いいただきまして、厚く感謝申し上げます。最初のお尋ねは自立協のホームページ、分かりやすくなっているのではというのは、これは各圏域

の自立協のホームページのほうですね、杉本委員様。

（杉本委員）　そうです。はい。

（小林課長）　はい。少し私も勉強不足なんですけど、しっかり確かめまして、取り入れられるところは取り入れてみたいなというふうに思います。それからよりよい暮らしのために、冊子がどんどん厚くなって、情報量増えてきて、PDFもすごく分厚くなってしまってなかなか検索しにくいというふうなところ、何ができるのか、今ちょっとこの場で妙案があるわけではないんですが、皆様が利用しやすいようなことをぜひ前向きに検討してみたいと思います。以上です。

（花島会長）　はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。じゃあ、ほかに何か御質問はございませんでしょうか。御意見、御質問はございませんでしょうか。山根委員さん、どうぞ。はい、どうぞ。

（山根委員）　はい。大変たくさんの予算施策ありがとうございます。よろしくお願いいたします。1つだけ御質問がしたいんですけど、4ページの保健・医療、子ども発達支援課の方の医療的ケア児等コーディネーターという文字がありまして、この方の存在があまりよく分からないので、この方は資格とか、どのような形で活躍しておられるのでしょうか。お聞かせください。

（花島会長）　事務局いかがでしょうか。コーディネーターの役割を御説明いただければ。

（柴田課長）　はい。ありがとうございます。医療的ケア児コーディネーターにつきましては、毎年県のほうで養成研修をし、地域にそういった医療的ケアのある子どもさん、保護者の方、それと必要な支援体制の構築に向けた社会資源、そういったことをつなぐ人という意味で医療的ケア児コーディネーターというものを養成をしております。全ての市町村に、今、配置をされているというわけではございませんけども、大部分の市町村で医療的ケア児コーディネーターが配置をされるということまで至りました。そして医療的ケア児コーディネーターはどういう感じで活躍をしているのかということなんですけども、相談支援事業所にいらっしゃる相談支援専門員の方が医療的ケア児コーディネーターの研修受講者ということになる。これはちょっと報酬の加算とか、そういったことにもつながるようなことにもなって、相談支援事業所に医療的ケア児コーディネーターの養成研修を受けた人を配置することが要件になったりするので、相談支援事業者など中心に医療的ケア児コーディネーターの養成研修受講者が多いということが一般的には言えるのかなというふうに思います。

あとは相談支援事業所だけではなく、一般的にその医療的ケア児コーディネーターの方っていうことになると支援のスキルということも一定担保されるということになってまいりますので各事業所などにも主だったところには、実は医療的ケア児コーディネーターの養成研修を受けている方もいらっしゃるというふうに聞いております。以上です。

（花島会長）　はい、山根さんいかがでしょうか。

（山根委員）　その方は看護師免許とか、医療関係の技術とかそういうことはないということでしょうか。

（柴田課長）　医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講者の中には看護師資格などを有していらっしゃる方も当然いらっしゃいますけども、受講に当たってのマストな要件にしているわけではございませんので、そことの確実な関係性というものはございません。

（山根委員） はい。ということは資格がなくてもなれるということですね、看護師と医療行為とか、医療関係の資格がなくてもなれるということで、相談員さんが多くなられているということですかね。

（柴田課長） はい。少し回りくどい言い方をしましたけども、詳細に申し上げればそういうことになろうかと思います。

（山根委員） 分かりました。

（花島会長） はい、よろしいでしょうか。はい。ほかに御意見とか御質問はございませんでしょうか。

（花島会長） 今、お手を挙げていらっしゃる方は現地でもいらっしゃらないでしょうか。

（小林課長） 会場からはいらっしゃらないようです。

（花島会長） はい。ありがとうございます。それではこれまでの議事以外でも結構でございますが、ほかに御意見などお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。もしおありでしたらお手をお挙げいただければと思います。特にいらっしゃらないで大丈夫でしょうか。会場もお手を挙げていらっしゃる方いらっしゃいませんね。

（小林課長） はい。大丈夫です。もういらっしゃらないようです。

（花島会長） はい。それでは大丈夫ということで、本日は熱心に御審議いただきましてありがとうございます。それでは会議時間もちょうど終わりに近づきましたので、この辺りで司会を事務局にお返ししたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（上田課長補佐） はい。障がい福祉課上田と申します。皆様、長時間熱心に御審議いただきありがとうございます。最後ですけど2点ほど御連絡があります。本施策推進協議会ですけども、3月の15日まで任期が満了するため、改選等の手続を取らせていただきます。また、2点目といたしましては、令和8年は障がい者プランの改定の年度でありますので、日頃の年度より会議が少し多くなるかもしれませんけれども、皆様の御意見、貴重な意見をいただきたいと思っておりますので何とぞ引き続きよろしくお願いいたします。

それでは本日はお忙しいところ御出席いただきありがとうございました。以上をもちまして閉会とさせていただきます。では、御退席くださいますようお願いいたします。ありがとうございました。